

令和4年 議案第9号

みよし市スポーツ推進審議会委員の選任について

上記の議案を提出する。

令和4年4月19日提出

みよし市教育委員会

教育長 今 瀬 良 江

説 明

この案を提出するのは、みよし市スポーツ推進審議会委員の任期満了に伴い、新たに選任する必要があるからである。

みよし市スポーツ推進審議会委員名簿（案）

任期：令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

氏 名	区 分	所 属
い ざわ ゆう き 井 澤 悠 樹	学識経験者	東海学園大学 スポーツ健康科学科講師
なわ た りょう た 縄 田 亮 太	学識経験者	愛知教育大学 保健体育講座講師
やま なか しげる 山 中 繁	学識経験者	トヨタ自動車株式会社
にし がき よし たか 西 垣 美 貴	学識経験者	株式会社名古屋グランパスエイト
せい た よし まさ 清 田 由 雅	学識経験者	スポーツ協会代表 スポーツ協会会長
おお た りつ こ 太 田 律 子	学識経験者	スポーツ協会活動団体代表 東山クラブ（ソフトバレーボール）
しば た まさ ふみ 柴 田 雅 文	学識経験者	スポーツ推進委員会代表 スポーツ推進委員会顧問
たけ たに よう こ 竹 溪 葉 子	学識経験者	スポーツ推進委員会代表 スポーツ推進委員会副委員長
みず の いっ こ 水 野 伊津子	学識経験者	総合型地域スポーツクラブ代表 三好さんさんスポーツクラブ
つ づき かつ あき 都 築 克 章	関係行政機関	校長会代表

〇みよし市スポーツ推進審議会条例

昭和57年3月19日

条例第8号

改正 平成20年3月25日条例第17号

平成23年9月22日条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、スポーツ推進審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市にスポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じてスポーツの推進に関する事項について調査審議し、及びこの事項について教育委員会に建議する。

(委員)

第4条 審議会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育委員会が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日条例第16号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前のみよし市スポーツ振興審議会条例第4条第2項の規定により任命されたスポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第2条の規定による改正後のみよし市スポーツ推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項の規定により、スポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の条例第5条の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。